

市川市火災予防条例の一部改正について（概要）

・規制内容

(1) 祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しで、火を使用する器具及びその使用に際し、消火器を準備すること。（第 18 条関係） 平成 26 年 8 月 1 日施行予定

(2) 屋外催しに係る防火管理に関する事項

ア 指定催しの指定（第 42 条の 2 関係）

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもの「指定催し」として指定する。

また、指定した際は主催者側に通知、公示を行う。平成 26 年 10 月 1 日施行予定

イ 屋外催しの防火管理（第 42 条の 3 関係）

アの指定催し的主催者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し開催日の 14 日前までに市川市消防長へ提出するとともに、当該計画を実施しなければならない。平成 26 年 10 月 1 日施行予定

(3) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項（第 45 条関係）

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しに際して露店等を開設する場合は、市川市消防長に届け出なければならないこととした。平成 26 年 10 月 1 日施行予定

(4) 罰則に関する事項（第 49 条及び第 50 条関係）

上記（2）イの火災予防上必要な業務に関する計画が未提出の場合、罰則を科する。

平成 26 年 10 月 1 日施行予定

		祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催し	
		屋内	屋外
(1)	消火器の準備	必要	必要
(2)	指定催しの指定		人 10 万人及び露店数 100 規模以上で必要
(3)	露店等の開設届出	必要	必要

※多数の者の集合する催しから除外・・・相互に面識がある特定の者が集まる場合。
（例：身内のバーベキュー大会、幼稚園で父母が主催するもちつき大会など）